

■中小企業者を証する書類一覧■

(2013年3月1日現在)

* 書類は原本ではなく、写し(コピー)でも可能です。

* 注意事項を確認の上、法人か個人事業主のどちらか該当する場合で、いずれか1つをご用意ください。

●法人事業者の場合

資本金の額を証する書類	要件(注意事項)
履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)	発行日より6ヶ月以内のもの
決算書	直近のもので決算期、資本金の額がわかるもの 表紙に当該事業者名の記載、捺印等があり事業者を特定できるもの
定款	資本金(出資金)の額がわかるもの、発起人若しくは出資者や公証人の捺印があるもの、公証役場の認証日の記載があるもの、当該事業者名の記載、捺印等があり事業者を特定できるもの
従業員数を証する書類	要件(注意事項)
労働保険概算・確定保険料申告書	監督官庁の受領印があるもの 常時使用労働者数の記入があるもの
賃金台帳	当該事業者が特定でき従業員数がわかるもの

●個人事業主の場合

個人事業者を証する書類	要件(注意事項)
開業届(税務署へ提出したもの)	監督官庁の受領印があるもの
確定申告書、青色・白色申告書	監督官庁の受領印があるもの
労働保険概算・確定保険料申告書	監督官庁の受領印があるもの
国民健康保険証	有効期限内のもの ※任意継続被保険者証は対象外です